

広報ふじみ令和元年8月号 No. 593

いざ、そのとき ～災害から身を守る～

【お問合せ先】総務課 防災危機管理係

【電話番号】62-9326

災害はいつやってくるか分かりません。明日やってくるかもしれない災害から身を守るためには、日頃からの備えが重要です。

土砂災害・水害から身を守る

昨年は西日本豪雨をはじめ、全国的にも大雨による被害が多く発生した年でした。

富士見町でも、9・10月に発生した2つの台風の影響により、八ヶ岳山頂付近で崩落、切掛川に土石流が発生しました。人的な被害はありませんでしたが、名勝「盃流し」が流失し、富士見高原ゴルフコースや下流の母沢川は甚大な被害を受けました。

倒木による停電も長引き、多くの町民が被害の影響を受けました。

警戒レベルが5段階に変わりました

昨年7月の西日本豪雨被害を教訓として、皆様が避難に関する情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を「警戒レベル1～5」で表現することとし、取るべき行動がより明確になりました。

※各種情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

※「警戒レベル相当情報」が発表されたとしても、必ずしも同じタイミングで町から同じレベルの避難情報が発令されるとは限りません。

【警戒レベル5】では、すでに災害が発生しています。

また、必ず発令される者ではありません。

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、地域の皆さままで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

情報発信の方法

町では、次のような方法で情報を発信します。発信される情報を積極的に収集し、適切な避難行動をとってください。

- ・ 防災行政無線
- ・ 有線（告知）放送

- ・ 町防災メール
- ・ 広報車
- ・ 緊急速報メール（エリアメール）
- ・ テレビ、ラジオ、

防災行政無線の放送をスマートフォンで聞くことができるアプリの提供を開始しました 防災行政無線受信アプリ「ハザードラッド」

文字によって広報文の表示もされるため、耳が不自由な方にも、同じ情報が届くようになっています。

大規模災害に備える

大きな地震から身を守るため、一人一人が正確な知識を持つことが重要です。非常持ち出し品を用意する、ハザードマップを確認するなど、日ごろから災害に備えましょう。

地震はいつ発生するかわかりません。まずは、命を守ることを第一に考え、地震に備えるようにしてください。

富士見町総合防災訓練を行います

災害発生時、最小限の被害にとどめるために、住民、自主防災会、行政機関及び防災関連機関が、緊密に連携して大規模災害に対応できるよう、実践に即した訓練を実施します。

【日時】

9月1日（日曜日）午前8時30分から

【会場】

富士見町役場周辺、各区 ・ 集落組合の安否確認場所

自助・共助・公助の連携

防災には、「自助・共助・公助」の連携が重要であると言われています。

自助

自助は防災の基本です。自分の命は自分で守る、自分のことは自分で助ける、または、何とかする行動の事です。非常持出品や非常食を準備したり、家具の転倒防止対策をしたり、住宅の耐震補強をすることも重要です。

共助

自分一人で出来ることには限界があります。共助とは、自分や家族だけでなく隣近所などの小さなコミュニティ単位で、助け合う体制を構築し、災害発生時には実際に助け合う事を言います。大規模

災害時には、同時多発的に救助を必要とする方がいるため、救助隊ばかりには期待できません。隣人同士で助けあうことが重要です。

公助

公的な防災活動の事を指します。災害発生時には、行政、自衛隊、消防、警察などによる救助活動、避難所開設、支援物資の支給などが行われます。また、平時からの防災備品の充実や耐震化工事や自主防災会に対する助成、防災情報の周知や広報などの取組も含まれます。

日頃の備えはできていますか？

この機会に、十分な備えがあるか確認しましょう。

非常持出品の例

- ・ 飲料水（一人一日3リットルを目安に、3日分を用意）
- ・ 食料品（カップ麺、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
※アレルギーをお持ちの方は対応品の用意をしましょう。
- ・ 貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）
- ・ 救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など）
- ・ ヘルメット、防災ずきん
- ・ マスク
- ・ 軍手、手袋
- ・ 懐中電灯
- ・ 衣類、下着
- ・ 毛布、タオル
- ・ 携帯ラジオ、予備電池
- ・ 使い捨てカイロ
- ・ トイレットペーパー、ティッシュペーパー
- ・ ウェットティッシュ
- ・ 洗面用具
- ・ カセットコンロ

※ 非常に広い地域に被害が及ぶ可能性のある南海トラフ巨大地震では、「一週間分以上」の備蓄が望ましいとの指摘もあります。

※ 飲料水とは別に、物を洗ったり、トイレを流したりするための水も必要です。日頃から水道水を入れたポリタンクを用意する、お風呂の水をいつもはっておくなどの備えをしておきましょう。

防災ガイドブックを活用しましょう

昨年「富士見町防災ガイドブック」を更新しました。

平成27年に県が公表している地震被害想定調査の結果が反映されています。災害に備え、ぜひご一読ください。

※お持ちでない方はお問い合わせください。

富士見町防災メールへ登録してください

スマートフォン・携帯電話のバーコードリーダーで下部のQRコードを読み取ってください。

※バーコードリーダーがない機種は、下記アドレスを直接入力してください。

<http://admj.biz/subscriber/?storeID=146>

8月1日から後期高齢者医療制度の保険証が変わります

【お問合せ先】住民福祉課 国保年金係

【電話番号】62-9111

【お問合せ先】長野県後期高齢者医療広域連合

【電話番号】026-229-5320

令和元年8月1日から新しい保険証で受診してください

後期高齢者医療制度の保険証は毎年8月に更新され、今年は保険証の色が黄色から桃色に変わります。新しい保険証を7月下旬に郵送しましたので、有効期限・住所・氏名などをご確認ください。

有効期限切れの古い保険証は？

8月1日以降に、ご自身で破棄するか、住民福祉課 国保年金係（1階2番窓口）の返却箱へお返しください。

振り込め詐欺に「ちょっと待った！」

「自動通話録音装置」を設置しませんか

【お問合せ先】住民福祉課 住民係

【電話番号】62-9112

町では、増加している振り込め詐欺などの特殊詐欺被害を防止するため、電話機に接続する「自動通話録音装置」の機器購入費および設置費の一部を補助しています。

すでに留守番電話機能付き電話機を設置している、ナンバーディスプレイを利用している等の場合には、必ずしも設置する必要はありませんが、電話での特殊詐欺の防止をお考えの方は、ぜひ補助制度を活用してください。

【補助対象機種】

株式会社レッツコーポレーション製「振込め詐欺見張隊新117」

【補助額】

機器購入費および設置費の基本価格の8割（上限12,000円）

【補助対象】

町税等を滞納しておらず、65歳以上の者を含む世帯に対して1回のみ

【申請方法】

1. 機器購入および設置を行い、費用を支払い、領収書を受け取ってください。
2. 住民福祉課 住民係（1階1番窓口）で補助金申請書を記入し提出してください。
※領収書、振込口座番号が分かるもの、認印をご持参ください。
3. 書類確認後、指定された口座に補助金をお振込みします。

高音質録音と警告メッセージをアナウンス

振込め詐欺見張隊新117

ご自宅の電話機と接続するだけで、電話の内容が録音・記録されます。

詐欺やセールスを抑止する警告機能付き。

「この電話は、振り込め詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます」

補助事業協力店

「振込め詐欺見張隊新117」を販売・設置している店舗です。機器のことについては各店舗にお問い合わせください。

- ・ エディオン富士見店
電話番号：62-7000
- ・ マルヤス電気(有)富士見店
電話番号：62-2355
- ・ 高原電機
電話番号：62-2226
- ・ 日本連合警備(株)諏訪営業所
電話番号：54-2655

富士見ふるさとみらい寄付金について

【お問合せ先】総務課 企画統計係

【電話番号】62-9332

「ふるさとみらい寄附金」として、全国の皆様から富士見町へ想いをお寄せいただきありがとうございます。

富士見町を応援していただく皆様からのお気持ちは、これからの富士見町の大切な支えとなります。

多くの皆様からのご支援に、心より感謝申し上げます。

平成30年度の寄附の状況

寄附件数

2,421件（平成29年度2,357件）

寄附金総額

95,690,000円（平成29年度141,80,5,505円）

こんなことに活用しています

これまでにお寄せいただいた寄附金を、平成30年度の各種事業で活用させていただきました。これからも町民の皆様のお役に立てられるよう、大切に使用させていただきます。

- ・ 農作物有害鳥獣駆除事業 2千万円
- ・ 観光施設維持整備 1千万円
- ・ 花と心の里山事業 1千万円
- ・ 子育て支援推進事業 1千万円
- ・ おたっしや生きがい生活支援事業 1千万円
- ・ 道路維持修繕事業 2千万円
- ・ 福祉センター管理運営費 1千万円

※その他は富士見町ふるさとみらい寄附金基金に積立てました。

平成30年度寄附者の皆さま（一部掲載）

- ・ 富士見町へご寄附いただいた方を一部掲載しています。
- ・ お名前に「※」がある方は東都高原富士見会の会員の皆様です。
- ・ 平成30年度も、掲載しきれないほど多くの方よりご寄附をいただきました。

町ホームページ（<http://www.town.fujimi.lg.jp/>）にてご紹介していますのでご覧ください。

国保だより

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有

効期限は7月31日までです

【お問合せ先】 住民福祉課 国保年金係

【電話番号】 62 - 9111

「限度額適用認定証」等の有効期間は、申請月の1日から7月31日までです。自動的に更新されませんので、8月1日以降も必要な場合は、再度申請が必要です。

申請に必要なもの

- ・ 国民健康保険被保険者証（75歳以上の方は後期高齢者医療被保険証）
- ・ 個人番号カード（または、通知カードと本人確認書類）
- ・ 印鑑

※窓口に来庁する方が別世帯の代理人である場合は、委任状と、代理人の本人確認書類が必要です。

※本人確認書類……運転免許証、パスポート等顔写真がついた書類

注意事項

- ・ 原則として、国民健康保険料に未納がある世帯は交付されない場合があります。
- ・ 世帯員の異動や所得に変更があった場合は、認定証の適用区分が変更になる場合があります。

入院時の医療費が高額になりそうなときは「限度額適用認定証」をご利用ください

医療機関等の窓口で被保険者証と一緒に「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関別の1ヶ月の窓口支払いが自己負担額までとなります。自己負担限度額に含まれるのは保険診療に係る医療費のみとなりますので、食事療養費やベッドの差額代などは別に費用がかかります。

※非課税世帯の方は医療費の限度額適用に加え、入院時の食事代が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者および後期高齢者医療の被保険者

のみなさま

ご自分の自己負担限度額をご確認ください

1ヵ月に医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、必ず役場窓口で「限度額適用認定証」の交付を申請してください。なお、住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

（※1）世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は、383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2) 過去12ヵ月以内に3回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

年金だより

ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度

【お問合せ先】 岡谷年金事務所

【電話番号】 23-3661

【お問合せ先】 住民福祉課 国保年金係

【電話番号】 62 - 9111

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間（480月）保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金の任意加入制度を利用すると…

- 1. 国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない方**
→60歳から65歳になるまでの間、国民年金に任意加入して保険料を納めることで、満額の年金に近づけることができます。
- 2. 65歳になっても受給資格期間が10年（120月）に満たない方**
→70歳になるまでの間、受給資格期間を満たすまで任意加入し保険料を納めることにより受給権を確保することができます。（昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）
- 3. 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方**
→国民年金に任意加入することができます。任意加入しない場合、海外在住期間は合算対象期間として老齢基礎年金などの受給資格期間に算入されますが、受給する年金額には反映されません。

※任意加入は、申し出た日からの加入となりますので、さかのぼっての加入はできません。厚生年金・共済組合に加入中の方も加入はできません。

※60歳以上の任意加入について、保険料の納付方法は口座振替が原則です。加入手続きには年金手帳、通帳、届出印を持参のうえ、岡谷年金事務所または住民福祉課国保年金係（1階2番窓口）までお申し込みください。

人権擁護委員が法務大臣より委嘱されました

【お問合せ先】 諏訪人権擁護委員協議会事務局

【電話番号】 52-0583

【お問合せ先】長野地方法務局諏訪支局

【電話番号】52-1043

2名の方が人権擁護委員に委嘱されました（任期：令和元年7月1日～令和4年

6月30日（3年間）

小林 洋子さん（先達）

久保 和夫さん（瀬沢）

人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受けた、身近な相談パートナーです。

地域住民の中から選ばれた人たちが、日常生活の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられました。

人権擁護委員の仕事

諏訪人権擁護委員協議会では、人権擁護活動の一環として、特設人権相談所を開設しています。毎日の暮らしの中で起こる様々な問題、いじめ・体罰・差別を受けた、暴行や虐待を受けた、名誉棄損・プライバシー侵害を受けた等さまざまな人権に関する相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られます。

これからの特設人権相談所

【日時】

10月3日（木曜日）午前10時から午後3時

【場所】

町民センター

人権擁護委員を2期（6年）務められた、植松作雄さんが退任されました。長い期間、人権擁護活動にご尽力いただき、ありがとうございました。

骨密度検診のお知らせ

【お問合せ先】住民福祉課 保健予防係（保健センター内）

【電話番号】62-9134

骨密度検診を下記のとおり実施します。対象となる方には申込書を送付していますので、希望する場合は忘れずに申し込みをしてください。

【検診日程】

9月9日（月曜日）から13日（金）、9月17日（火曜日）、9月18日（水曜日）計7日間を予定しています。

【対象者】

令和元年度中に以下の年齢に達する町内在住の女性

1. 45歳（昭和49年4月2日から昭和50年4月1生まれ）
2. 50歳（昭和44年4月2日から昭和45年4月1生まれ）
3. 55歳（昭和39年4月2日から昭和40年4月1生まれ）
4. 60歳（昭和34年4月2日から昭和35年4月1生まれ）

【申込締切】

8月8日（木曜日）厳守

【検診一部負担金】

1,400円

検診一部負担金が免除になる方

1. 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている世帯に属する方
2. 当該年度分の町民税非課税世帯に属する方

※①②に該当する方は、保健センターで受診日の前日までに申請をしてください。

（他の検診で、すでに「令和元年度各種検診一部負担金免除券」の交付を受けている方は、改めて申請する必要はありません。）

ゲートキーパーになりませんか

【お問合せ先】住民福祉課 保健予防係（保健センター内）

【電話番号】62-9134

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインや悩んでいる人に気づき、声かけや見守り、必要な支援につなぐ人のことです。SOSのサインに周囲が気づき、手を差し伸べることで、守ることができる多くの命があります。

ゲートキーパーには特別な資格は必要ありません。立場や職種に関係なく、どなたでもゲートキーパーになれます。周りの人の大切な命を助けたいと思っている方は、ぜひご参加ください

ゲートキーパー養成講座

【日時】

9月3日（火曜日）午後2時から3時30分

【会場】

役場3階会議室

【テーマ】

守ろう大切ないのち

【講師】

諏訪赤十字病院精神科医師 小内理人氏

※参加費は無料で、予約不要です。

「入笠山開山祭 記念バッジ」のデザインを募集します

【お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9342

【メール】kankou@town.fujimi.lg.jp

入笠山では、毎年初夏に山の発展と登山者の安全を祈願する開山祭を開催し、参加者へ記念バッジを配布しています。来年の記念バッジデザインを、初めての一般公募で募集いたします。

選ばれたデザインは記念バッジとして制作し、来年の開山祭で参加者に配布します。また、チラシやホームページなどに幅広く使用させていただきます。

【テーマ】

『入笠に咲く すずらん』

【応募期間】

8月31日（土曜日）

【応募方法】

応募シートに作品名、コンセプト、デザイン等を記入し、郵送、持参、またはメールで送付してください。

※応募内容の詳細や応募シートはホームページ

（<http://www.town.fujimi.lg.jp/page/kaizansaibajji.html>）を ご確認ください。

※提出された応募シートは返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

第37回富士見町生活展ブース出展団体を募集します

【お問合せ先】第37回富士見町生活展実行委員会事務局（住民福祉課 住民係）

【電話番号】62-9112

【ファックス】62-4481

【メール】jumin@town.fujimi.lg.jp

町民が住みやすい地域づくりに関心を持ち、生活に関する様々な地域情報発信を行う場である「第37回富士見町生活展」を本年度も開催するにあたり、ブース出展団体を募集します。

省エネ活動やエコ活動などの取り組み、災害や防災に関連した取り組み、環境負荷の軽減、安心・安全意識の醸成、絆・世代間交流の確認、節約、くらしの知恵・工夫など、さまざまな情報の発信などを意識した生活スタイルを見直す提案をしていただける団体を募集します。

【日時】

11月10日（日曜日）午前9時30分から午後1時

【会場】

富士見町町民センター

【募集团体】

消費生活・食生活・福祉・環境・健康・防災・まちづくりなどの分野で地域活動されている団体・NPO・ボランティア団体・サークル・企業等の団体

【申込方法】

第37回富士見町生活展『出展参加団体申込書』を提出してください。申込書の請求は事務局へお願いします。

【申込締切】

9月13日（金曜日）

60歳以上のみなさまへ

2019 信州ねんりんピックに参加しませんか

【お問合せ先】 信州ねんりんピック実行委員会事務局（公益財団法人長野県長寿社会開発センター）

【電話番号】 26-226-3741

【メール】 info@nicesenior.or.jp

明るく活力ある長寿社会の実現を目指し、高齢者の方が文化・芸術の祭典やスポーツ競技等を通じて、生きがい、健康づくり、社会参加に対する理解と幅広い交流を深めることができる、総合的な健康と福祉の祭典です。

長野県高齢者作品展の作品を募集しています

【出品者資格】

県内在住の60歳以上（昭和35年4月1日以前生）のアマチュアの方

【部門】

日本画、洋画、彫刻、手工芸、書、写真（6部門）

【申込締切】

8月23日（金曜日）

【申込方法】

『長野県高齢者作品展出品票』（所定用紙）に必要事項を記入し、お申し込みください。

【出品票の請求・申込先】

住民福祉課 介護高齢者係（電話62-9133）

【作品搬入】

8月20日（火曜日）までに上記係までお持ち込みください。

【作品規格】

規格等の詳細については、長野県長寿社会開発センター本部、各支部、市町村、町社会福祉協議会にある「募集案内」をご覧ください。ホームページ（<http://www.nicesenior.or.jp/>）からもダウンロードできます。

スポーツ交流大会の参加者を募集しています

【期日】

10月26日（土曜日）

【会場】

長野運動公園総合運動場（長野市）

犀川第2運動場マレットゴルフ場（長野市）

【参加資格】

県内在住の60歳以上（昭和35年4月1日以前生）の方

【定員】

各競技要項に記載

【参加費】

1人500円（資料・保険料等）※昼食代は含まれませんので各自で用意してください。

【協議種目】

ダンススポーツ、グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、ソフトテニス、ソフトバレーボール、ペタンク、ウォークラリー、弓道、テニス、マレットゴルフ（10種目）

【申込締切】

8月23日（金曜日）

【申込方法】

参加申込書に必要事項を記入し、長野県長寿社会開発センター本部、各支部または競技運営団体にお申し込みください。

【競技要項】

各競技種目の「競技要項（兼参加申込書）」が長野県長寿社会開発センター本部、各支部、競技運営団体及び市町村、町社会福祉協議会にあります。

ホームページ（<http://www.nicesenior.or.jp/>）からもダウンロードできます。

【その他】

小雨決行です。雨天の場合でも競技種目によっては実施します。

みんなが輝く地域づくりフェスティバル

～夏だ！ 祭りだ！ 令和の輪！～

【お問合せ先】 諏訪地域障がい福祉自立支援福祉協議会事務局

【電話番号】 54-7713

諏訪地域障がい福祉自立支援協議会では、平成23年より地域への障がい者福祉の周知・啓発活動のため、フォーラムやフェスティバルを開催しています。

障がいのある人もない人も、どなたでも参加し楽しめるフェスティバルです。皆様のお越しをお待ちしています。

【日時】

8月31日（土曜日）正午から午後4時

【会場】

諏訪市総合福祉センター（いきいき元気館）3階

※来場者にはキャラメルポップコーンをプレゼントします

浴衣、甚平、ハッピーで来ると、良いことがあるかも？

フェスティバル当日のイベント

ブースは、諏訪地域の小・中学校、養護学校、福祉事務所、障がいのある方個人の作品展示・販売を行っています。特設会場ではパラスポーツのボッチャ体験もあります。

ステージでは、福祉事業所に通う方の歌や演奏などのパフォーマンス、支援者によるパントマイム、地域の方の楽しい演劇など、企画盛りだくさんです。

フェスティバルの最後は、「東京五輪音頭2020」をみんなで踊りましょう。初めての方も練習があるので、一緒に楽しく盛り上がりましょう！

演劇

おでかけ隊

パントマイム

星野光秀さん

ボッチャ体験

スポーツ

当日は諏訪姫もやってくる！

この他にも、ステージ発表やスライド上映など、楽しい企画を多数用意してお待ちしています。皆様お誘いあわせてお越しください。

主催

諏訪地域障がい福祉自立支援協議会

(諏訪地域6市町村／障がい福祉サービス事務所／障害福祉関係団体／当事者団体)

事務局

諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス

日本赤十字社長野県支部より

「災害用毛布」500枚が備蓄されました

【お問合せ先】住民福祉課 社会福祉係

【電話番号】62-9144

日本赤十字社長野県支部では、災害用救援物資の整備事業を行っており、平成31年3月31日現在、県内21ヵ所で、毛布14,669枚、緊急セット5,980セット、安眠セット9,181セットが備蓄されています。

今回、富士見町分区には新たに「災害用毛布」500枚が役場に備蓄され、今後は「安眠セット」も備蓄予定です。

災害用救援物資の整備は、皆様からいただいた「日赤活動資金」により行われています。皆様のご協力に感謝いたします。

日赤活動資金にご協力ありがとうございました

【お問合せ先】住民福祉課 社会福祉係

【電話番号】62-9144

『いのちを守る赤十字』をスローガンに活動している日本赤十字社の活動資金募集を本年度も実施したところ、住民の皆様方をはじめ、各区のご協力により、次のとおり活動資金をお寄せいただきました。誠にありがとうございました。

令和元年度募集結果1,867,319円（令和元年6月30日現在）

お寄せいただいた活動資金は、日本赤十字社長野県支部へ送金し、国内外の災害救護活動の他、各種講習会の実施や救護看護師の養成等、数多くの人道的な活動に役立たせていただきます。町においても、災害救護活動や救急法の普及活動、奉仕団活動等に活用されています。

赤十字活動へのご協力に感謝するとともに、今後ともより一層のご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。

「富士見町太陽光発電設備の設置及び 維持管理に関する条例」を制定しました

【お問合せ先】総務課 企画統計係

【電話番号】62-9332

【メール】kikakutoukei@town.fujimi.lg.jp

富士見町では、太陽光発電設備が災害の防止や良好な景観及び生活環境の保全を図り、適正に設置・維持管理・撤去されることで、地域と共生し、住民が安全で安心な生活を送ることを目的とした新たな条例を制定しました。

「富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例」の概要

【定義（第2条）】

- ・ 設置事業者：太陽光発電設備を設置又は土地を造成する者
- ・ 運営事業者：太陽光発電設備の完成後、発電事業を行う者
- ・ 特定発電事業：10キロワット以上の太陽光発電設備を設置するもの。（建築物の屋根又は屋上に設置するものは除く）
- ・ 事業区域：発電事業として使用する区域
- ・ 周辺住民：事業区域から50m以内
- ・ 関係区：事業区域から100m以内

【事業者の責務（第3条）】

- ・ 事業者は、関係法令及び条例の遵守、災害の発生の防止、良好な景観、生活環境の保全のための必要な措置を講じる

（遵守すべき基準）

1. 設置に伴う災害発生の防止に関する事項

2. 構造の安全性に関する事項
3. 事業区域及びその周辺地域における良好な景観の保全及び生活環境の保全に関する事項
4. 事業区域内の維持管理方法及び事業を廃止した後において行う措置に関する事項
5. その他必要な事項

【禁止される区域（第5条）】

太陽光発電設備を設置できない区域

- ・ 急傾斜崩壊危険区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域

【新条例のポイント】関係区等・事業者・町に関する規定から抜粋

関係区

関係区は、事業者が示した計画に対し、「災害の防止」「良好な景観の保全」「生活環境の保全」に関して、合意又は協定の締結を求めることができる（第8条第3項）

事業者

事業者は、特定発電事業の設置を計画する場合は、町長の許可が必要（第7条）

事業者

事業者は、特定発電事業の計画を、周辺の住民の方や隣接する区・集落組合（関係区）に事前に説明し、理解が得られるよう努めること（第8条第2項）

事業者

事業者は、関係区から8条3項の求めがあった場合は、関係区と合意又は協定を結ぶこと（第8条第4項）

事業者

事業者は、事業区域から雨水等を下流河川等に放流する場合は、下流域の区・集落組合から意見を聴取し、必要に応じて、治水・利水対策を講じること（第8条第5項）

事業者

許可に基づき設置された太陽光発電設備は、毎年、前年の維持管理の状況や撤去の方法や、その費用の確保の状況について、町長に報告すること（第15条）

町

町長は、事業計画に従って事業が実施されていないと認めるときは、「指導及び助言」「勧告」「公表」「国又は県へ報告」することができる（第21条、22条、23条、24条）

この条例は、令和元年10月1日以降に着手する太陽光発電設備について、適用されます。

本条例に関する「関係区等」「事業者」「町」との関係及び手続きの流れ

町では、本条例に関する住民意見（パブリックコメント）を募集し、特定発電事業による発電出力や、地元説明会開催の義務化など、いただいたご意見を反映させながら、より住民の目線に立った条例の制定に努めました。

※詳細は町のホームページ（<http://www.town.fujimi.lg.jp/page/photovoltaic-jourei.html>）をご覧ください。

秋の「家庭犬しつけ方教室」を開催します

【お問合せ先】長野県動物愛護会 諏訪支部事務局（内田）

【電話番号】23-5998

【日程】

9月8日から10月20日までの毎週日曜日・全7回

午後1時30分から3時30分

【会場】

諏訪合同庁舎 駐車場

※第1回のみ、男女共同参画センター・あいとぴあ（岡谷市）第3研修室

【対象】

一般家庭犬とその飼い主 ※犬の同伴は第2回から第7回

【参加条件】

犬種を問わず、登録、狂犬病予防注射を済ませた犬（発情中の場合はご相談ください）

【募集頭数】

30頭（申込順とし、頭数に達し次第終了）

【参加費】

2,000円、テキスト代 500円、動物愛護会年会費 1,000円（会員は不要）

首輪・リード代（手持ちの場合は不要）

【申込締切】

8月30日（金曜日）

【申込方法】

ハガキまたは電話で申し込みください。

【記載事項】

1. 住所氏名
2. 電話番号
3. 犬の名前

4. 犬種
5. 犬の年齢
6. 犬の性別
7. 特徴（引っ張る、吠える、かむ、臆病など）

【申込先】

郵便番号392-8601

諏訪市上川1-1644-10 諏訪保健福祉事務所内 動物愛護会諏訪支部事務局

きちんと分別して、ごみを資源に

【お問合せ先】建設課 生活環境係

【電話番号】62-9114

町では、家庭系可燃ごみの排出目標を1人1日300gと設定※し、その達成を目指しています。昨年度の状況は「378g／1人1日」であり、依然として目標達成に向けた取組みが必要です。

また、焼却施設や処理施設の能力には限界があり、ごみ処理経費の高騰も続いています。豊かな自然や快適な生活を次世代に引き継ぐため、環境への負荷を減らし、天然資源の消費を抑えた循環型社会を作るためには、分別をきちんと行い、資源として活用することが大切です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

※富士見町廃棄物減量等推進審議会による提言

収集されたごみはどう処理されているの？

燃えるごみ

諏訪南清掃センター（茅野市）で焼却処理

燃えないごみ

南諏衛生センター（休戸）で選別し、リサイクルできないものは破碎して埋立処理

粗大ごみ

南諏衛生センター粗大ごみ処理施設で解体処理

可燃粗大

諏訪南清掃センターで焼却処理

不燃粗大

リサイクルできないものは破碎して埋立処理

家庭でできる、ごみの減量に取り組みましょう

- ・ 食品ごみを減らしましょう

「余分に買いすぎない」、「残さず食べること」が大切です。

- ・ 生ごみの水切りをしましょう
生ごみのほとんどが水分です。水を切ることで量と臭いを抑えられます。
- ・ 生ごみを自家処理しましょう
処理器等の購入補助があります。

富士見町プレミアム商品券を販売します

【お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9342

10月に予定されている消費税率引き上げによる低所得者・子育て世帯の消費に与える影響緩和対策の1つとして、「富士見町プレミアム付商品券」を販売します。

プレミアム率 25%

【販売対象者】

低所得者向け

7月中に申請書を郵送済みです。(申請書を審査後、該当者には商品券の購入引換券を郵送します)
富士見町に住民票があり、平成31年度(令和元年度)の町県民税が課税されていない方。(平成31年1月1日現在)
※町県民税が課税されている人の扶養親族や生活保護受給者などは除きます。

販売上限額

一人につき 25,000円分の商品券を20,000円で販売。(5,000円のプレミアム)
販売は利用可能額 5,000円分(販売額 4,000円)を一人につき5セットまで。

子育て世代向け

9月以降に商品券の購入引換券を郵送します。(申請は不要)
富士見町に住民票がある方で平成28年4月2日から令和元年9月30日の間に生まれた子が属する世帯主など。

販売上限額

対象となる子一人につき 25,000円分の商品券を20,000円で販売。(5,000円のプレミアム)
販売は利用可能額 5,000円分(販売額 4,000円)を子一人につき5セットまで。

取扱店を募集中

商品券を利用できる店舗を募集しています。詳しくは町のホームページ
(<http://www.town.fujimi.lg.jp/>) または係までお問い合わせください。

鉢巻周遊リゾートバス運行のお知らせ

【お問合せ先】 鉢巻周遊リゾートバス実行員会事務局（産業課 商工観光係）

【電話番号】 62-9342

J R 小淵沢駅から鉢巻道路を經由し、原村たてしな自由農園までを結ぶ区間を、鉢巻周遊リゾートバスが1日3往復運行しています。八ヶ岳エリアの周遊観光や信玄の棒道散策、八ヶ岳登山にぜひご利用ください。

【運行期間】

8月1日～26日、31日、9月、10月の土・日・祝日（10月26、27日は除く）

【バス停】

- ・ J R 小淵沢駅
- ・ 八峯苑鹿の湯
- ・ 小淵沢インター入口 そば処
- ・ おっこと亭（稗の底古村跡最寄り）
- ・ ホテル風か（アウトレット入口）
- ・ 八ヶ岳カントリーキッチン（稗の底古村跡最寄り）
- ・ スパティオ小淵沢（道の駅こぶちさわ）
- ・ 八ヶ岳美術館（原村第1ペンションビレッジ）
- ・ 富士見高原別荘地「と」地区入口
- ・ 八ヶ岳自然文化園（原村第2ペンションビレッジ）
- ・ 富士見高原ペンションヴィレッジ
- ・ もみの湯・樅の木荘
- ・ 富士見高原花の里（富士見高原登山口最寄り）
- ・ たてしな自由農園

Suica（スイカ）やPASMO（パスモ）などのICカードも利用できます。乗り降り自由で、お得な1日フリーパス（1,200円）もありますので、お求めの際はバス乗務員へお声がけください。

富士見町教育委員会だより第164号

【お問合せ先】 令和元年8月1日発行 富士見町教育委員会編集

【電話番号】 62-9235

【メールアドレス】 kodomo@town.fujimi.lg.jp

児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者の皆さんへ

【お問合せ先】 子ども課 子ども支援係

【電話番号】 62-9237

支給要件の審査のために「現況届」等の提出をお願いします。この届を提出しないと8月以降の手当が受給できません。「現況届」等は該当の方に送付した通知をご確認ください。

※新規申請について等のお問い合わせは、子ども課子ども支援係へお願いします。

児童扶養手当

受給資格

父母の離婚、父または母の死亡等により、18歳未満の児童を養育している父母等

提出書類

1. 児童手当証書（全・一部支給者）
2. 課税資料等の閲覧同意書
3. 養育費の申立書
4. 印鑑
5. その他必要書類（該当する方のみ）

※所得超過による未申請の方で、所得の減少があった方は、お問い合わせください。

受付期間

8月1日（木曜日）から8月30日（金曜日）午前8時30分から午後5時15分

※8月20日（火曜日）は午後7時まで受付時間を延長します。

相談会（会場：役場2階201会議室）

現況届の提出に合わせ、相談会を行います。

- ・ ハローワーク出張相談
8月6日（火曜日） 午前1時30分から午後5時15分
- ・ 父子・母子自立支援相談
8月20日（火曜日） 午前10時から午後7時

特別児童扶養手当

受給資格

身体または精神等に障がいがある満20歳未満の児童を監護する父母等

提出書類

1. 特別児童扶養手当証書（支給者）
2. 課税資料等の閲覧同意書
3. 身体障害者手帳・療育手帳（お持ちの方）
4. 印鑑
5. 受給者、配偶者、お子さん、同居しているその他の家族の個人番号がわかるもの
6. その他必要書類（該当する方のみ）

受付期間

8月13日（火曜日）から9月11日（水曜日）午前8時30分から午後5時15分

提出先

子ども課 子ども支援係（2階11番窓口）

見守り隊の募集について

【お問合せ先】子ども課 総務学校教育係

【電話番号】62-9235

町では、児童生徒の登下校の安全を見守ってくださる『見守り隊』を募集しています。「ながら見守り」活動でも結構です。

「ながら見守り」とは、日常生活や事業活動を行いながら、防犯の視点を持って子どもの見守りを行うものです。

例えば…

「花の水やり・手入れをしながら見守る」「犬の散歩をしながら見守る」「ウォーキング・ジョギングをしながら見守る」「自転車に『パトロール中』等のプレートを付けて移動をしながら見守る」「農作業をしながら見守る」「業務を行いながら見守る」等です。

このような活動からでもよいので見守り活動に参加してみませんか？

皆様のご協力をお願いします。

令和2年度「保育園入園説明会」・「入園申し込み受付」を行います

【お問合せ先】子ども課 子ども支援係

【電話番号】62-9237

令和2年4月からの町立保育園入園説明会及び入園申し込み受付を行います。

入園を希望される方は、説明会に参加の上、入園申し込みをしてください。

対象

- ・ 来年度新規に入園を希望される方
- ・ 育児休暇明けなどで、令和2年4月から令和3年3月までの間に途中入園を希望される方（出生前でも申し込みができます。）
（令和2年度入園申し込み受付期間（10月31日まで）以降の申し込みにはご希望に添えないことがあります。）

入園説明会

【日時】

9月26日（木曜日）午後6時30分から

【場所】

コミュニティ・プラザ2階 大会議室

【持ち物】

筆記用具

入園申し込み受付（入園を希望する保育園にて）

受付当日は園長との面接を行います。入園予定のお子さまと一緒においでください。

【日程】

10月9日（水曜日）落合保育園

10月10日（木曜日）富士見保育園

10月15日（火曜日）本郷保育園

10月18日（金曜日）境保育園

10月21日（月曜日）西山保育園

【時間】

午後3時から3時45分（本郷保育園のみ午後2時30分から3時45分）

上記の日程で都合がつかない方は、係までお問い合わせください。

各保育園の定員などの状況

※申し込みが定員を超えた場合は、希望する保育園に入園できないことがありますので、ご了承ください。

保育時間

- ・ 通常保育
午前8時から午後4時
- ・ 長時間保育
午前7時30分から8時
午後4時～6時45分

※土曜保育は富士見保育園での集中保育になります。

保育料

入園説明会にて説明いたします。

障がい児保育

心身に障がいのあるお子さまも、一緒に生活することで共に育ち成長することを願い、受け入れを行っています。入園にあたっては、関係機関で入園の可否や保育の方法等について検討しますので、ご相談ください。

障がい児保育

心身に障がいのあるお子さまも、一緒に生活することで共に育ち成長することを願い、受け入れを行っています。入園にあたっては、関係機関で入園の可否や保育の方法等について検討しますので、ご相談ください。

入園基準に該当しない児童の入園（「1号認定」と言います。）

家庭での保育が可能な場合でも、保育所の定員などに支障がない場合は、入園することができます。

保育内容は変わりません。

※臨時保育士として働いていただける方を募集しています。詳細は子ども課子ども支援係へお問い合わせください。

くらしの情報

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

消費者見守り情報 No. 100

～相談急増…ハガキによる架空請求～

【お問合せ先】茅野市消費生活センター

【電話番号】 75-8188

【お問合せ先】長野県中信消費生活センター

【電話番号】 0263-40-3660

【お問合せ先】住民福祉課 住民係

【電話番号】 62-9112

どんな手口？

「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というハガキが届いた。訴訟や差押えなどと書かれており、怖くなってハガキに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため、企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言われた。

消費者へのアドバイス

ハガキによる架空請求に関する相談が増加しています。行政機関を装い、「未納料金の最終告知」等と書かれたハガキが届き、「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載がある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡するとお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまいます。このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。

デマンド交通「すずらん号」の利用料金が変わります

【お問合せ先】富士見町商工会

【電話番号】 62-2373

【お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】 62-9342

10月に予定されている消費税の引き上げや燃料費高騰を受け、デマンド交通「すずらん号」の利用料金を以下のとおり改定します。

また料金改定にともない、回数券購入の割引制度を導入します。回数券は11枚綴りを3,600円（障害者割引2,500円）で10月より販売します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

住民だより7月

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

くらしのガイド 8 月（8 月 1 日～9 月 10 日）

※9 月の内容は次号と重複する場合があります

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

ふじみまち通信

町内の活動や情報、イベントなどをご紹介します。

ようこそ おたっしゃ広場へ

【申込先】おたっしゃ広場

【電話番号】55-6955

“みなさん、こんにちは。おたっしゃ広場です”

今月もふたつの運動教室を紹介します。まずは『3B 体操』です。3B 体操指導士の方を講師とし、ベルやベルターといった用具を使用して音楽に合わせて体を動かしたり、体操の中で脳トレもします。女性の参加者が多いため、とても賑やかで楽しい教室です。（女性限定ではありません。男性のご参加お待ちしております。）

次に『セラバンド体操』です。包括支援センターの職員を講師とし、前半は体をほぐし、後半でゴムのバンドを用いて全身の筋力アップを図ります。ゴムの色やバンドの長さで負荷を調整でき、各々体力に応じて体操することができます。講師がユニークで笑いの絶えない教室です。

おいでよ！ゆめひろば富士見

【申込先】生涯学習課 生涯学習係

【電話番号】62-7900

“涼風コンサート in ゆめひろば”

8月3日（土曜日）にゆめひろばで『涼風コンサート』が開催されます。出演は、北海道出身のシンガーソングライターの田野崎 文さん。田野崎さんは松川村で、てっちゃんと同じ「地域おこし協力隊」として活動している方です。

夏の夕暮れ時に、八ヶ岳に吸い込まれそうな透き通った彼女の歌声を、ゆめひろばの芝生の上で聞きませんか。（おまけ：1日、2日もコミュニティ・プラザ1階ロビーで、ブラジル音楽やマリンバの演

奏があります)

～地域おこし協力隊 てっちゃんのひとり言～

6月からゆめひろばの砂場の横に、高さ1 m40 cmくらいの『すなやま』を用意しました。山に登ったり、崩したり、穴を掘ったり、自由に遊んでくださいね。山が低くなっていたらてっちゃんに「山高くして！」と言ってくださいな。

「食育推進チーム」だより

“一緒に食べよう！”

主食・主菜・副菜のそろった食事”

【申込先】住民福祉課 保健予防係

【電話番号】62-9134

本郷小学校では、6月の食育月間に合わせて「バランス朝ごはん（栄養バランスの良い朝食）」について勉強しました。子ども達の9割は毎日朝食を食べてきていますが、主食しか食べていない子や、野菜などの副菜を食べていない子が多くいました。

そこで、朝食献立カードを使って自分の朝食を振り返り、「バランス朝ごはん」にするためには何が足りないのかを考えました。その後3日間行った「バランス朝ごはんチェック」では、多くの子がバランス朝ごはんを食べてきて、チェックシートにシールを貼ることができました。

朝食は、心身の健康の維持はもちろんですが、学力や体力の向上にもつながっています。朝食をしっかり食べる習慣をつけましょう。（本郷小学校栄養士）

心のいろはどんないろ？

【申込先】子ども課 総務学校教育係

【電話番号】62-9235

“子ども達の発案で始まった押立相撲（境小学校）

15年以上続いている境小学校での押立相撲。伝統を受け継ぎながら、新しい風も取り入れ、成功させた6年生のつぶやきをご紹介します。

- ・ 押立相撲は、受け継がれている大切な行事。
6年の取組はすごく緊張した。
- ・ 練習してきたので、しっかり進められた。
支度部屋の係としてしっかり準備して良かった。
- ・ 呼び出しで声量だしてやりたいと思った。
「うまかったよ」と声をかけてもらった。

- ・ 境小で、森林にかこまれているからできる。
3年の時に勝った感動を味わえた。

「はっけよい、のこった！」行司も呼び出しもすべて自分たちでやります。

まちの「話題」や「イベントをご紹介します

NewsFujimi

6月19日（水曜日）ニホンザル対策モデル集落事業

上蔦木区で、実際の畑を使ったモデル圃場に、区民で電気柵を張りました。ニホンザルに負けない集落づくりを進めています。

7月5日（金曜日）富士見高原花の里オープニングセレモニー

富士見高原リゾート「花の里」がオープンしました。今年は新たにミストシャワーも導入し、暑い夏も快適に高原の花々を楽しむことができます。

7月6日（土曜日）富士見町就職説明会

町商工会館にて、町内企業20社が集まった就職説明会が開催されました。来春卒業する新卒生や、富士見町へ転職を考えている方、復職を考えているお母さんなど、多くの方が企業と直接面談し、自分に合った働き方を探していました。

7月6日（土曜日）オープンマルシェ

町内4つの生産業者が、採れたての高原野菜を特別価格で販売しました。新鮮な野菜を求め、多くの方がゆめひろば富士見に集まりました。次回の富士見マルシェは24日（土）に開催されます。集落の地区サロンと合わせて開催する「出張マルシェ」は、その都度お知らせします。

富士見町高原のミュージアム企画展開催中

井上直久展 ～世界はこんなに美しい～

【申込先】生涯学習課 図書館博物館係

【電話番号】62-7930

スタジオジブリ作品「耳をすませば」の背景原画を含む、絵画や版画約40点に、陶彫を加えて展示しています。町民の方は公民館報7月15日号にある招待券を持参することで、1家族無料になります。ぜひご来場ください。

ライブペインティング～心の街のつくり方～

日時

8月12日（月曜日・祝日）午後2時から

会場

コミュニティ・プラザ2階大会議室

参加料

無料

井上 直久氏来場！

心ひかれる懐かしく優しく美しい世界（イバラード）を描き出す、作家本人による解説付きのライブペインティング。

この機会にプロの制作過程をぜひご覧ください。

西伊豆臨海学習がありました

7月9日、富士見小学校5年生が姉妹町である西伊豆町へ臨海学習に行き、西伊豆町の小学生と交流しました。海に入るのに心配されていた天候も、太陽が顔をのぞかせ、子どもたちは楽しく西伊豆の海で交流を深めました。

冬には西伊豆の小学生が富士見町を訪れ、スキーを体験します。富士見町の子ども達は、海の楽しさを教えてもらったお礼に、雪の楽しさを伝え、さらに交流を深めます。

この西伊豆町との交流は、30年以上続く富士見町には欠かせない交流となっています。2つの町の距離は離れていても、子ども達の友情は長く続いていきます。

信州ふじみおひさんぽガイドツアーのお知らせ

【申込先】富士見町観光協会

【電話番号】62-5757

富士見町の大自然を満喫する「おひさんぽガイドツアー」に参加してみませんか。秋のおひさんぽは、普段から運動をされている健脚な方向けのツアーです。

入笠山周遊 秋のジオ・エココース

～南アルプスの大自然にふれてみよう～

【日時】

9月1日（日曜日）午前8時30分から午後3時30分（7時間）

【距離】

約14km

【料金】

4,000円（ゴンドラ、昼食込）

八ヶ岳連峰 西岳登山&温泉コース

～八ヶ岳からの絶景を楽しもう～

【日時】

9月8日（日曜日）午前7時30分から午後3時30分（8時間）

【標高差】

1,098m

【料金】

5,000円（入浴券付）

イベント日以外でも季節、時間、各所など、ご希望に沿ったプランでガイドツアーを楽しむことができますので、ぜひお申し込みください。（2週間前までに事前予約が必要です）

8月18日（日曜日）は信濃グランセローズ「富士見町の日」です

【申込先】生涯学習課 社会体育係

【電話番号】62-2400

【後援】富士見町観光協会

【日時】8月18日（日曜日）午後1時試合開始（開場：午前11時30分）

【会場】しんきん諏訪湖スタジアム（諏訪市大字豊田811-1）

野球を通じた青少年の健全育成とスポーツ振興のため、ページ下部の「入場券引換券」をお持ちい

ただくと、富士見町内の小中学生と高校生は無料、同伴のおとな（1名）は半額で入場できます。

当日は、富士見町の少年野球チームによるボールボーイやキッズスターター、高原野菜の販売、野菜ジュースのプレゼントなど、富士見町にまつわるイベントが多く予定されています。

また試合終了後に、信濃グランセローズ選手・コーチによる少年少女野球教室の実施も予定されています。

さらに

下の引換券を切り取ってご持参ください。

こども入場券1枚と無料でお引き換えします。

同伴保護者（おとな）も1名半額になります。（当日券：1,200円→600円）

姉妹町西伊豆だより

名物、仁科の“昼獲れ”イカ

名物“昼獲れ”イカとは？

“昼獲れ”イカとは、夜に明かりを灯して行われる一般のイカ漁と違い、海面に自然と上がってきたものを獲るため、イカにかかるストレスが少なく、濃厚で甘みが強いのが特徴とされています。

第7回いか様まつりを開催しました

7月6日に「第7回いか様まつり」が開催されました。

会場では、鮮魚の販売や、乗船体験のほかに、仁科漁港の名物“昼獲れ”イカのお刺身やところてんが振る舞われ、来場者は西伊豆町の味を堪能しました。

名物“昼獲れ”イカをご堪能ください

仁科の“昼獲れ”イカを使用した、西伊豆町のご当地グルメ「いか様丼」は、漁協の前にある沖あがり食堂で食べることができます。イカ以外にも、旬の海の幸を味わうこともできます。西伊豆町に来た際はぜひお立ち寄りください。

沖あがり食堂

【住所】

静岡県賀茂郡西伊豆町仁科 980-6 伊豆漁協仁科支所直売所 1階

【電話】

0558-52-0018

【営業時間】

午前 11 時～午後 3 時

【定休日】

毎週火曜日、年末年始など（詳しくはお問い合わせください）

広報ふじみあとかき

町の人口と世帯数 令和元年 7 月 1 日現在（前月比）

住民基本台帳人口

男性：7,088 人（1 人減少）

女性：7,405 人（1 人減少）

合計：14,493 人（2 人減少）

世帯：5,989 世帯（5 世帯増加）

発行日

令和元年 8 月 1 日

編集・発行

富士見町総務課

住所：〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777

電話番号：0266-62-2250（代表）

ファックス：0266-62-4481

ホームページ

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

E メール

fujimi@town.fujimi.lg.jp

休日・夜間の緊急医電話番号案内

長野県救急医療情報センター

電話番号：0120-890-422